

# 佐賀県地域交通利用実態調査業務委託仕様書

## 1 委託業務名

佐賀県地域交通利用実態調査業務

## 2 業務目的

本県の地域交通が抱える利用者の減少や運転士の不足などの課題に対して、路線バスや鉄道の利用実態等を調査・分析し、地域の実情やニーズを把握したうえで、地域交通システム全体を持続可能なものとするための方策を検討する。

## 3 業務対象区域

佐賀県内全域

## 4 業務期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

## 5 業務内容

### (1) 課題解決策の事例調査

地域交通のおかれた課題に対する解決策の事例を国内外問わず調査する。

その際、「経営の効率化」「利用の促進」「運転士確保」の3つの項目で事例（20事例程度を想定）を調査・分類するとともに、上記3項目によらない事例も調査すること。（10事例程度を想定）

### (2) 前提条件の把握

県の地域交通がおかれた課題の抽出、解決策の検討に必要な前提条件のデータを収集し分析すること。

### (3) 運行実態の調査

各交通事業者へのヒアリングや公表資料を基に路線ごとの運行実態を調査し、一覧表を作成すること。また、具体的な調査内容と方法については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

### (4) 利用実態の調査

例えば、各交通に乗車し、目視及びアンケート調査で利用実態を把握し、路線ごとにまとめ一覧表を作成すること。また、具体的な調査対象の路線、内容及び方法については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

ア 路線バス（対象：市町を跨る幹線系統を中心とした路線）

…路線ごとの乗降調査

…目的、利用回数など利用実態を把握し、また、利用促進や利便性向上につなげるアイデアなど利用者の自由意見も含めたアンケートの実施

イ 鉄道（対象：利用の少ない路線）

…路線ごとの乗降調査

…目的、利用回数など利用実態を把握し、また、利用促進や利便性向上につなげるアイデアなど利用者の自由意見も含めたアンケートの実施

#### (5) 沿線住民意向調査

バスや鉄道を普段から利用している住民に限らず、マイカー利用者も含めて、潜在的なニーズを把握するなど地域交通に対する住民の意見を調査するアンケートを実施すること。また、具体的な調査対象、内容及び方法については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

#### (6) 地域交通の課題の抽出・分析

上記、運行及び利用実態調査の結果を基に、本県の地域交通のおかれた課題を抽出し、要因を分析すること。また、単一路線ごとの課題抽出及び分析と併せて、路線バスから路線バス、路線バスから鉄道など、複数の路線や交通を乗り継ぐ結節点やネットワーク効果の観点も踏まえた分析とすること。

#### (7) 課題解決策の提案

(6) で抽出された課題に対する解決策を、課題ごとに提案すること。その際、(1) で調査した国内外を問わない事例に照らして、実現に向けた行程と検討事項を考察すること。

#### (8) 打合せ

調査の段階で発注者が求める場合に打合せを行うこと。なお、調査の結果や調査段階で把握された課題については、随時（上半期3回程度を想定）、発注者に報告し、発注者と協議の上、解決策の検討を始めること。

### 6 実施体制

責任者を明確にし、発注者からの照会や問い合わせに速やかに回答できる体制で臨むこと。  
外部組織や協力会社等が存在する場合、役割分担、指揮系統等を明確にすること。

### 7 業務終了後の提出書類等

- (1) 委託業務の実施結果を記載した「業務完了報告書」 3部、
- (2) 本業務で収集した調査結果及びデータ集（DVD-R） 1部

### 8 その他

- (1) 受注者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとする。ただし、媒体者が著作権を保有する場合を除く。
- (2) 著作権・肖像権等の処理は受注者が適切に行い、写真等を活用した情報発信の妨げとならないよう承諾を得ること。
- (3) 調査の中で第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議のうえ、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ発注者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- (5) この契約にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

- (6) 本業務の実施にあたっては発注者と十分に協議し、発注者の了承を得て行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、双方が協議の上、これを定めることとする。